

「在外公館に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告に対する
改善措置状況（回答）の概要（ポイント）

【勧告先】 外務省
【勧告日】 平成 22 年 5 月 7 日 【回答日】 平成 22 年 12 月 10 日

1 調査概要

近年、外務省は、平成 19 年度から 21 年度までの間に、毎年 4 から 6 大使館を設置するなど在外公館の整備を推進。他方、在外公館の維持・運営に関する経費について、平成 21 年 11 月の行政刷新会議の事業仕分けで「見直しを行う」との評価結果

このような状況を踏まえ、近年設置された在外公館の設置後の状況変化、業務の実施体制及び実施状況等を調査し、下記の 2 ①、②等について勧告

この勧告に対し、外務省がどのような改善措置を講じたか、その結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び外務省が講じた改善措置状況

① 在外公館の見直しの計画的な推進

勧告事項

1 当省の調査結果も踏まえて、在外公館の見直しを計画的に推進。その際、新設在外公館は、一定期間経過後に設置効果を測定、他の在外公館は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その役割や業務の実施体制を見直し

2 在济州総領事館及び在ユジノサハリンスク総領事館は、設置後の社会経済情勢の変化を踏まえ、業務の実施体制を見直し



回答

1 今後の在外公館の体制については、平成 22 年 8 月に、ニーズの減少が認められる既設の在外公館の体制スリム化を図ることなどを内容とする検討結果を取りまとめ。今後、当該検討結果に沿った見直しの実施を予定
また、平成 19 年度及び 20 年度に開館した 10 大使館について、貿易量、在留邦人数等に係るデータ等を把握し、必要な分析を実施。今後も新設在外公館について、一定期間経過後に同様の取組を行い、業務の実施体制の見直しに活用していく予定

2 在济州総領事館及び在ユジノサハリンスク総領事館は、平成 23 年度の機構・定員要求において各 2 人の合理化を要求

② 業務の実施体制の見直し及び業務の効率的・効果的な実施

勧告事項

1 在外公館における欠員の発生状況やそれによる支障の有無を十分把握・検討し、合理的な理由がないまま欠員が常態化している場合は、速やかに定員を削減

2 在アンゴラ大使館及び在济州総領事館は、領事業務の実施体制を業務量に見合ったものとなるよう見直し

3 在外公館における広報文化業務の実施体制及び実施状況を的確に把握・分析し、他の在外公館に比べ実績が乏しい在外公館に対しては、必要な指導を強化



回答

1 平成 23 年度の機構・定員要求において、欠員が常態化していると指摘のあった 5 在外公館のうち 3 在外公館について、計 5 人の合理化を要求。今後も在外公館における欠員の発生状況やそれによる支障の有無を把握・検討し、平成 24 年度以降の機構・定員要求に反映

2 在アンゴラ大使館では、領事業務担当職員数を 2.22 人から 1.48 人に削減。在济州総領事館では、平成 22 年中に領事業務担当職員数の削減を予定

3 在外公館の規模別に広報文化業務の実績をまとめ、同規模の在外公館と比較する等により必要な改善を図るよう在外公館に指示。実績が極端に乏しい在外公館に対しては、個別の助言・指導も検討

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

在外公館に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 21 年 4 月～22 年 5 月
- 2 調査対象機関 外務省

【勧告日及び勧告先】 平成 22 年 5 月 7 日 外務省

【回答年月日】 平成 22 年 12 月 10 日

【調査の背景事情】

- 近年、外務省は、国際社会が直面する諸課題に機動的かつ的確に対応するためには外交実施体制の充実が急務の課題であるとして、平成 19 年度から 21 年度までの間に、毎年 4 から 6 大使館を設置するなど在外公館の整備を推進
- 他方、在外公館の維持・運営に関する経費について、平成 21 年 11 月の行政刷新会議の事業仕分けで「見直しを行う」との評価結果が出されたことを踏まえ、外務省は、効果的かつ効率的な在外公館の在り方について、計画的に見直しを行う方針
- この行政評価・監視は、近年設置された在外公館の設置後の状況変化、業務の実施体制及び実施状況等を調査し、その合理化及び効率化に資するために実施

主 な 勧 告 事 項	外務省が講じた改善措置状況
<p>1 在外公館の設置状況 (勧告要旨)</p> <p>① 当省の調査結果も踏まえて、在外公館の見直しを計画的に推進すること。その際、新設在外公館については、一定期間経過後に設置効果を測定するとともに、他の在外公館については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その役割や業務の実施体制を見直すこと。</p> <p>② 在濟州総領事館及び在ユジノサハリンスク総領事館については、設置後の社会経済情勢の変化を踏まえ、業務の実施体制を見直すこと。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>外務省の在外公館の設置基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主として、①安全保障を含む二国間関係における政治的重要性、②日本企業支援や資源・エネルギー獲得を含む経済的重要性、③邦人保護の観点、④国際場裏での支持獲得等の観点を踏まえた相手国の国際社会の位置付けといった要素を総合的に勘案。二国間の貿易量・投資量や在留邦人数、進出企業数といった指標も勘案しつつ、総合的に検討 ○ 平成 22 年 4 月現在、133 大使館及び 64 総領事館が設置 <p>《調査結果》</p> <p>近年設置された 13 在外公館について、管轄する国・地域における在外公館設置後の状況変化を主要指標(注)を基に調査した結果、次のような状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在濟州総領事館が管轄する地域においては、6 指標中 3 指標(日本企業数、一般旅券発行件数及び査証発給件数)が減少傾向 <ul style="list-style-type: none"> ・ 査証発給件数：平成 15 年 13,119 件から 20 年 244 件に大幅減少 ○ 在ユジノサハリンスク総領事館が管轄する地域においては、6 指標中 4 指標(在留邦人数、日本企業数、邦人援護件数及び一般旅券発行件数)が減少傾向 <ul style="list-style-type: none"> ・ 在留邦人数：平成 18 年度 352 人から 20 年度 173 人に半減 ・ 日本企業数：総領事館設置前の約 120 社から 20 年度 35 社に大幅減少 ○ 外務省が在外公館設置時に想定していた効果等の一部が必ずしも十分生じていないとみられる例あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 在重慶総領事館、在デンバー総領事館：日本企業数の増加を想定していたが、減少又は横ばい傾向 ○ 外務省においては、新設在外公館の設置効果や設置後の社会経済情勢の変化等について、一定期間経過後に把握・分析するなどの取組は必ず 	<p>外務省では、行政刷新会議の事業仕分け(平成 21 年 11 月)の結果や今回の勧告等を踏まえ、平成 22 年 6 月に、外務大臣の指示により在外公館タスクフォースを設置して、今後の在外公館の体制について検討を行い、同年 8 月に、その結果を公表した(「今後の在外公館体制についての検討結果」(平成 22 年 8 月 26 日外務省大臣官房作成))。</p> <p>当該検討結果では、「厳しい財政状況にかんがみ、在外公館の新設に当たっては、既設の公館におけるニーズを見直し、ニーズの減少が認められる公館については体制のスリム化を図るとともに、状況に応じて、相手国政府及び在留邦人とも調整しつつ、既設の総領事館の廃止も検討する」とし、また、「より効果的かつ効率的な人員配置を目指し、これまで以上に、新興国等に人的資源を投入していく。具体的には、今後 3～5 年間をかけて、約 100 名を目途に、体制強化が必要な新興国や資源国、新設公館所在国に再配置を行う」としている。</p> <p>今後、在外公館の体制については、政務三役の指導の下、相手国政府との関係や業務量の推移等を見つつ、当該検討結果に沿って見直しを行うこととしている。</p> <p>また、新設在外公館の設置効果を測定するため、平成 23 年度の機構・定員要求に際し、19 年度及び 20 年度に開館した 10 大使館について、貿易量、在留邦人数等に係るデータ等を把握し、必要な分析を行った。</p> <p>今後も、新設在外公館については、一定期間経過後に設置効果を測定し、業務の実施体制の見直しに活用していくこととしている。</p> <p>(在濟州総領事館)</p> <p>在濟州総領事館における業務の実施体制を見直した結果、平成 23 年度の機構・定員要求において、定員 2 人の合理化を要求した。</p> <p>なお、今後の同総領事館の業務の実施体制については、濟州道が国際自由都市の一環として招致を進めている各種国際会議に参加する我が国要人等への支援業務や濟州道への各国の総領事館新設の動き等に対応した日本のプレゼンス向上のための広報文化活動等の重要性も踏まえ、必要な見直しを行っていくこととする。</p>

主な勧告事項	外務省が講じた改善措置状況
<p>しも十分行われてはいない。</p> <p>(注) 大使館設置後の状況変化に関する主要9指標：在留邦人数、日本企業数、日本からの短期渡航者数、日本への短期渡航者数、日本からの要人来訪件数、日本への要人往訪件数、日本からの輸入額、日本への輸出額、ODA援助額</p> <p>総領事館設置後の状況変化に関する主要6指標：在留邦人数、日本企業数、邦人援護件数、一般旅券発行件数、戸籍・国籍受理件数、査証発給件数</p> <p>2 在外公館の業務の実施体制及び実施状況</p> <p>(1) 業務の実施体制</p> <p>(勧告要旨)</p> <div data-bbox="136 679 1140 794" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>在外公館における欠員の発生状況やそれによる支障の有無を十分把握・検討し、合理的な理由がないまま欠員が常態化している場合は、速やかに定員を削減すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《調査結果》</p> <p>近年設置された13在外公館における職員の配置状況を調査した結果、3年から5年連続で2人以上の欠員(注)が発生しており、いわば欠員が状態化している在外公館が5公館あり(在重慶総領事館、在アンゴラ大使館、在ユジノサハリンスク総領事館、在モザンビーク大使館、在済州総領事館)</p> <p>(注) 定員を下回る現員となっている場合、その差を「欠員」という。</p> <p>(2) 領事業務</p> <p>(勧告要旨)</p> <div data-bbox="136 1254 1140 1442" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 在外公館における領事業務の効率的実施を推進する観点から、在外公館における領事業務の実施体制及び実施状況を的確に把握・分析し、業務量に見合った合理的な職員配置となるよう速やかに見直すこと。</p> <p>② 在アンゴラ大使館及び在済州総領事館については、領事業務の実施体制を業務量に見合ったものとなるよう見直すこと。</p> </div> <p>(説明)</p>	<p>(在ユジノサハリンスク総領事館)</p> <p>在ユジノサハリンスク総領事館における業務の実施体制を見直した結果、平成23年度の機構・定員要求において、定員2人の合理化を要求した。</p> <p>なお、今後の同総領事館の業務の実施体制については、サハリン州から我が国への石油・天然ガスの供給や新規の資源開発プロジェクトに関する情報収集、北方領土と隣接することに由来する領土問題に関する情報収集や対日理解促進のための広報文化活動等の重要性も踏まえ、必要な見直しを行っていくこととする。</p> <p>平成23年度の機構・定員要求においては、欠員が常態化していると指摘のあった5在外公館のうち3在外公館(在モザンビーク大使館、在ユジノサハリンスク総領事館及び在済州総領事館)について、計5人(在モザンビーク大使館は1人、在ユジノサハリンスク総領事館及び在済州総領事館は各2人)の合理化を要求した。残る2在外公館(在アンゴラ大使館及び在重慶総領事館)については、今後の業務実施体制の整備の必要性や業務の動向を勘案し、合理化の要求を行わないこととした。</p> <p>今後も、在外公館の定員管理を一層厳格に行う観点から、在外公館における欠員の発生状況やそれによる支障の有無を把握・検討し、定員の合理化が可能な在外公館について、平成24年度以降の機構・定員要求において定員の合理化を要求することとする。</p> <p>在外公館における領事業務の実施体制及び実施状況の把握・分析については、平成23年度の機構・定員要求に際して、全在外公館に対し提出を求めている「公館別領事体制基礎データ調査票」(毎年7月1日付け及び領事担当官(館員)交代時に報告)や「海外在留邦人数実態調査」(毎年10月1日付けで報告)等の領事業務に係る各種統計データを基に、領事担当官一人当たりの年間業務量を算出した。</p>

主 な 勧 告 事 項	外務省が講じた改善措置状況
<p>《調査結果》</p> <p>○ 近年設置された13在外公館における領事業務の実施状況について、領事業務に係る主要7指標（注）の平成18年度から20年度の平均値を基に職員1人当たりの業務量等を算出して各在外公館の比較をした結果、管轄する国・地域の違いを考慮する必要はあるものの、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般旅券発行件数について、最も多いところ（在デンバー総領事館）と最も少ないところ（在アンゴラ大使館）では約300倍の差があるなど、7指標全てで相当程度の差あり ・ 公館全体の領事業務量が他の在外公館の職員1人当たりの領事業務量を下回る例（在アンゴラ大使館、在済州総領事館）がみられ、職員の配置を見直す余地あり <p>（注）主要7指標：在留邦人数、日本企業数、日本からの短期渡航者数、邦人援護件数、一般旅券発行件数、戸籍・国籍受理件数及び査証発給件数</p> <p>○ 今後、現行の業務実施体制が業務量に見合ったものとなっているか、的確に把握・分析していくことが重要</p> <p>(3) 広報文化業務 (勧告要旨)</p> <p>在外公館が管轄する国・地域の治安状況、通信等各種のインフラの整備状況等の違いを踏まえつつ、次の措置を講ずること。</p> <p>① 在外公館における広報文化業務の実施体制及び実施状況を的確に把</p>	<p>なお、領事業務は、在外公館が置かれている国・地域の体制や情勢等による業務内容、業務負担の程度に相違があり、査証発給件数等の数値化可能なデータのみでは業務量を一概に測れない面もある。また、小規模公館では、一人の職員が複数の業務を兼務している実情にある。</p> <p>今後、領事業務に係る各種統計データ及び上記のような在外公館個別の事情も考慮しつつ、業務量に見合った合理的な職員配置となるよう適切に見直しを行ってまいりたい。</p> <p>（在アンゴラ大使館）</p> <p>在アンゴラ大使館については、職員の再配置を行い、領事業務担当職員数を、本行政評価・監視の調査時点（平成18年度から20年度までの平均値）の2.22人から3分の2の1.48人（平成22年10月5日現在）に削減した。</p> <p>なお、今後の見直しに当たっては、「これまで以上に新興国等に人的資源を投入していく」との在外公館タスクフォースの検討結果や、日本企業進出の機運及びアンゴラから日本への渡航者に対する査証発給件数の動向等に留意する必要がある。</p> <p>（在済州総領事館）</p> <p>在済州総領事館については、従来領事業務の実施体制について、査証や旅券の発給等の行政事務を行う「領事・査証班」と邦人への支援等を行う「警備・援護班」の2つの班に分かれて実施していたが、勧告を踏まえ、同総領事館の領事業務量を点検した結果、査証発給件数等が減少していることを受け、平成22年内に両班を全ての領事業務を実施する「領事班」と総領事館の警備を実施する「警備班」とに再編するとともに、同総領事館の職員配置を見直し、領事業務担当職員数の削減を行うこととしている。</p> <p>① 勧告を踏まえ、各在外公館が作成した「平成21年度広報文化交流定期報告書」を基に、在外公館の規模別に各種広報文化業務の実績を表わす資料を作成するとともに、全在外公館に対して「在外公館における広報文化活動実績の分析と活用（訓令）」（平成22年7月</p>

主 な 勧 告 事 項	外務省が講じた改善措置状況
<p>握・分析し、他の在外公館に比べ実績が乏しい在外公館に対しては、必要な指導を強化すること。</p> <p>② 在外公館に対し、「在外公館ホームページ運営の手引き」に即したホームページの運営をするよう徹底すること。また、当該手引に新設在外公館におけるホームページの開設までの目安となる期間を定めホームページの早期開設を推進すること。さらに、在外公館におけるホームページの運営状況を定期的にフォローアップし、効果的な取組事例や要改善事項を取りまとめ、在外公館に情報提供・指示すること。</p> <p>(説明) 《調査結果》 近年設置された 13 在外公館における広報文化業務の実施体制及び実施状況を調査した結果、次のような状況</p> <p>○ 広報文化業務の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報文化に係る 10 事業の実施回数等について、平成 18 年度から 20 年度までの平均値と比較すると、広報文化業務を比較的活発に行っているとみられる在外公館（在クロアチア大使館、在アゼルバイジャン大使館、在重慶総領事館、在デンバー総領事館）がある一方で、その実績が比較的乏しいとみられる在外公館（在アンゴラ大使館、在東ティモール大使館、在モザンビーク大使館、在デンバサル総領事館）あり ・ 在外公館における広報文化業務の実施体制や実施状況について、各在外公館の比較を行うなどの分析は必ずしも十分行われていない。 <p>○ ホームページの運営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大使館を設置してからホームページを開設するまでに長期間を要している例（在モザンビーク大使館は、設置から 9 年 6 か月後に開設 等）や、掲載内容が不十分となっている例（在スロベニア大使館及び在モザンビーク大使館は、事件・事故・災害等発生時の対処方法に係る安全情報が未掲載 等）あり ・ 外務省の「在外公館ホームページ運営の手引き」にホームページの開設までの目安となる期間は定められておらず、また、在外公館のホームページの運営状況の定期的なフォローアップは未実施 	<p>8 日付け広文総第 78018 号) を発出し、各在外公館における広報文化業務の実績を同規模の在外公館と比較する等、上記の資料を活用して、必要な改善を図るよう指示した。</p> <p>今後、諸般の事情を考慮してもなお広報文化業務の実績が極端に乏しいと思われる在外公館に対しては、個別に助言・指導を行うことも検討している。</p> <p>さらに、従来から行っている在外公館長に対する赴任前のブリーフ（任国事情等の説明）の際には、i) 赴任先在外公館における広報文化業務の実績、ii) 任国における我が国への関心分野、iii) 同規模の在外公館におけるグッドプラクティス及びiv) 公館長レター（大使や総領事が任国の要人等に対し発出する、我が国政府の取組を紹介する書簡）を含む政策発信の強化策などについての説明を充実させ、在外公館長として着任後、適切に広報文化業務を実施するよう指導を強化した。</p> <p>② 勧告を踏まえ、在外公館におけるホームページの効率的な運営に資するよう、平成 22 年 5 月 10 日に「在外公館ホームページ運営の手引き」を改訂するとともに、全在外公館に対して「在外公館ホームページ（総務省の勧告への対応）」（平成 22 年 6 月 7 日付け報 I T 第 64807 号) を発出し、同手引に即したホームページの運営の徹底を図るよう指示した。</p> <p>新設在外公館については、上記の手引改訂により、開館後 3 か月以内に外務省ホームページに同公館の基本情報（所在地、開館時間、電話番号、管轄国の安全情報に係るリンク先等）を掲載して、インターネットによる情報発信を開始することとし、その後、速やかに独自のホームページの開設を行うこととした。</p> <p>さらに、全在外公館に対して「在外公館ホームページ（総務省の勧告への対応：フォローアップ）」（平成 22 年 10 月 14 日付け報 I T 第 112775 号) を発出し、i) ホームページを開設している在外公館については、運営状況が手引に即したものとなっているか自己評価し報告（効果的な取組事例等の報告を含む。）するよう、ii) ホームページを開設していない在外公館については、開設に向けた検討・準備状況を報告するよう指示した。これら報告内容は、平成 22 年度末を目途に取りまとめ、在外公館に情報提供・指示することと</p>

主 な 勧 告 事 項	外務省が講じた改善措置状況
<p>(4) その他 (勧告要旨)</p> <p>在外公館における効果的かつ効率的な業務運営を推進する観点から、次の措置を講ずること。</p> <p>① 新たに設置した大使館の大使については、できる限り早期発令に努めるなどにより、早期着任を推進すること。</p> <p>② 在外公館に対し、「世界観光統計資料集」等の各種統計資料を活用して、短期渡航者数を適切に把握・報告するよう指示すること。</p> <p>③ 在外公館に対し、日本企業の海外における活動を効果的に支援するため、日本企業支援ガイドラインを踏まえ、管轄する国・地域内の日本企業の実態や活動状況等を的確に把握し、必要な支援を積極的に行うよう徹底すること。</p> <p>④ 広域担当官の配置及び活動状況を定期的に把握し、広域担当官が長期間配置されていない理由及びそれによる支障の有無並びに支援実績が乏しい原因を十分分析し、効果的な活用方を検討すること。</p> <p>(説明) 《調査結果》</p> <p>○ 近年設置された17大使館について、大使館が設置されてから初代大使の着任までに要した期間を調査した結果、平均で約5か月(141日)を要しており、設置後29日で着任している例(在東ティモール大使館)がある一方、8大使館(47%)では5か月以上要しており、中には10か月を超えている例(在モザンビーク大使館)等あり</p> <p>○ 近年設置された7大使館について、日本からの短期渡航者数の把握状況を調査した結果、2在外公館では管轄国のデータが公表されていないため把握できないとしているが、(財)アジア太平洋観光交流センター作成の「世界観光統計資料集」に必要なデータが公表されており、当該データを活用する余地あり</p> <p>○ 近年設置された13在外公館について、平成20年度における日本企業への支援状況を調査した結果、支援実績がない在外公館(在濟州総領事館)</p>	<p>している。なお、自己評価については、年2回実施することとしている。</p> <p>① 平成22年度は新たな大使館の設置を予定していないが、今後、新たに大使館を設置する際は、計画的な人事により可能な限り大使の早期発令に努めることにより、早期着任を推進することとしている。</p> <p>② 平成22年度の「緊急事態における邦人保護のための在外公館体制調査」の実施を在外公館に対し指示(平成22年12月までに実施予定)する際に、「世界観光統計資料集」等の各種統計資料も活用して短期渡航者数を適切に把握・報告するよう指示することとしている。</p> <p>③ 日本企業に対する支援の実績については、毎年度2回在外公館から報告を求めており、平成22年度上半期の実績報告を督促する時期に合わせて、別途在外公館に対し、日本企業支援ガイドラインを踏まえて必要な支援を積極的に行うよう指示した(平成22年12月3日付け経政第133394号)。</p> <p>なお、外務省では、外務大臣の経済外交重視の方針の下、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)に掲げられた日本企業のインフラ技術(新幹線・都市交通、水、エネルギー等)の海外展開(パッケージ型インフラの海外展開)に積極的に取り組む方針である。このため、外務大臣を本部長とする「インフラ海外展開推進本部」を設置するとともに、重点国の在外公館を中心に公使等から「インフラプロジェクト専門官」を指名する等により、在外公館の拠点性を強化し、日本企業を支援していくこととしている。</p> <p>④ 本省の関係各課を通じて広域担当官の配置とその活動状況を把握し、広域担当官が配置されていないと指摘のあった5分野(経済、経済協力、広報、警備及び情報化)のうち、警備分野の広域担当官を新たに1人指名した(平成22年7月)。また、情報化分野については、平成24年度に完成予定の外務省情報ネットワークの最適化に</p>

主 な 勧 告 事 項	外務省が講じた改善措置状況
<p>や管轄地域内の日本企業の把握漏れ（在スロベニア大使館）等あり</p> <p>○ 広域担当官の配置状況及び近年設置された13在外公館における広域担当官の活用状況を調査した結果、定員の約2割が充足されておらず、3年連続で広域担当官が未配置の分野あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域担当官の平成22年1月末の定員84人に対し、配置人員は65人で23%が未充足 ・ 経済協力、警備及び情報化の3分野は、平成19年度から21年度までの3年間、広域担当官が未配置 	<p>合わせて、広域担当官の効果的活用方策について検討を進めている。他の分野についても、勧告を踏まえ、当該分野における業務実施体制の強化の観点から、引き続き人材の発掘等に努めることとしている。</p> <p>既に広域担当官が指名されている分野（領事、会計等）については、例えば、会計担当広域担当官では、担当域内の在外公館担当者を参集させた会議を開催するなどの活動を行っており、引き続き効果的な活動が行えるよう努めることとしている。</p>